

議案第 9 号

俱知安町空家等対策の推進に関する条例の一部改正について

俱知安町空家等対策の推進に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

俱知安町長 文 字 一 志

倶知安町空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

倶知安町空家等対策の推進に関する条例（平成26年倶知安町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条の2中「第6条第2項各号」を「第7条第2項各号」に改める。

第11条第2項中「第14条第4項から」を「第22条第4項から」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、条例に関連する条項を一部改正する。

俱知安町空家等対策の推進に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
(空家等対策計画の策定) 第4条の2 町長は、前条に規定する空家等対策計画を策定するときは、<u>法第7条第2項各号</u>に規定する事項について定めなければならない。 (命令) 第11条 (略) 2 町長は、前項の規定により命令しようとするときは、あらかじめ、当該所有者等に対し、その命じようとする措置及びその事由等必要な事項を記載した通知書を交付し、意見書等を提出する機会を与えるなど<u>法第22条第4項から第8項まで</u>の規定に基づき必要な措置を講じなければならない。	(空家等対策計画の策定) 第4条の2 町長は、前条に規定する空家等対策計画を策定するときは、<u>法第6条第2項各号</u>に規定する事項について定めなければならない。 (命令) 第11条 (略) 2 町長は、前項の規定により命令しようとするときは、あらかじめ、当該所有者等に対し、その命じようとする措置及びその事由等必要な事項を記載した通知書を交付し、意見書等を提出する機会を与えるなど<u>法第14条第4項から第8項まで</u>の規定に基づき必要な措置を講じなければならない。

俱知安町空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

■改正の概要

令和５年６月１４日に、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和５年法律第５０号。以下「改正法」といいます。）が公布されました。

これに伴い、町において上記の法律を引用している条例の規定の一部を改正する必要性が生じたことから、改正を行うものです。

■改正の内容

改正法により、条項ずれが発生することに伴い、当該法律を引用している条例の改正を行います。

空き家等対策の推進に関する特別措置法

改正前の条項号	改正後の条項号
第６条	第７条
第１４条	第２２条

【影響のある条例】

- ・ 俱知安町空き家等対策の推進に関する条例